

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第5回期日(20210805)提出の書面です。

令和元年（ワ）第2827号、令和3年（ワ）第447号

「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 原告番号1（こうすけ）、原告番号2（まさひろ） 外4名

被告 国

原告ら第12準備書面

2021（令和3）年7月21日

福岡地方裁判所 第6民事部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	安孫子健輔	石井謙一
	石田光史	井上敦史
	入野田智也	岩橋愛佳
	緒方枝里	太田千遥
	久保井撰	後藤富和
	鈴木朋絵	武寛兼
	徳原聖雨	西亜沙美
	埴愛恵	原田恵美子
	森あい	渡邊陽
	吉野大輔	永里佐和子
	仲地彩子	藤井祥子
	藤木美才	富永悠太

第1 婚姻に対する国民の意識について

1 はじめに

原告らは、訴状の第6において、同性同士の婚姻を認めない本件規定は、憲法13条または憲法24条1項で保障される婚姻の自由を侵害すると同時に、同性との婚姻を求める者の個人の尊厳を害するものであって、違憲であることを主張した。

婚姻の自由が憲法13条または憲法24条1項で保障されること、そして、本件規定の違憲性については、第13準備書面において詳述するが、婚姻に対する国民の意識に関し、家族等のあり方に対する意識が多様化しているなか、現在もなお法律婚を尊重する意識が国民に幅広く浸透していることは、婚姻の自由が保障されていると解すべき理由の1つである。

さきの令和3年3月17日札幌地方裁判所判決においても、「婚姻は、これにより、配偶者の相続権（民法890条）や夫婦間の子が嫡出子となること（同772条1項等）などの重要な法律上の効果が与えられているものとされているほか、近年家族等に関する国民の意識の多様化が指摘されつつも、国民の中にはなお法律婚を尊重する意識が幅広く浸透していると考えられることも併せ考慮すると、上記のような婚姻をするについての自由は、憲法24条1項の規定の趣旨に照らし、十分尊重に値するものと解することができる。（最高裁平成25年（オ）第1079号同27年12月16日大法廷判決・民集69巻8号2427頁）」と判示されているところである。

そこで、本書面では、婚姻に対する国民の意識を明らかにするため、近時の法律婚に関する調査結果や統計資料及びその概要について示すこととする。

2 法律婚に関する調査結果等及びその概要

(1) 婚姻に対する意識調査等の結果

ア 平成17年版国民生活白書（子育て世代の意識と生活）

内閣府の平成17年版国民生活白書(子育て世代の意識と生活)(甲A301)は、国勢調査及び人口動態統計等をもとに、結婚しても子どものない世帯の割合が増加し、出生数が減少して少子化が進んでいることを指摘し、また、その要因として、出生率の低下、晩婚化、非婚化の進行を指摘している(4～15頁)。

未婚者の結婚についての意識については、国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査をもとに、「いずれ結婚するつもり」と回答した人の割合はわずかに減少しているものの、依然として90%以上を占めており、結婚するつもりのない人は少ないことを指摘している(16～17頁)。また、人口動態調査特殊報告をもとに、妊娠が結婚に先行する、いわゆる「できちゃった婚」が増加していることを指摘し¹、その理由として、内閣府の国民生活選好度調査をもとに、「独身の時に子どもができれば結婚した方が良い」と考える人の割合が多数を占めており、法律婚を重視する伝統的な意識が「できちゃった婚」に反映されていると考えられることを指摘している(54～56頁)。

離婚に関しては、人口動態統計をもとに、離婚件数の増加傾向を指摘し、内閣府の国民生活選好度調査をもとに、離婚に対して特に女性の抵抗感は薄れてきていると考えられ、それが離婚の実態にも現れてきていると指摘している(56～58頁)。また、人口動態統計をもとに、子どもがいる夫婦の離婚件数、子どもを伴った再婚件数の増加を指摘している(5

¹ 千葉勝美『憲法判例と裁判官の視線』(有斐閣、令和元年)(甲A302)251～252頁が、「〔婚外子相続分差別違憲決定の——引用者注〕 法廷意見にあるとおり……婚姻届を提出するかどうかの判断が第一子の妊娠と深く結びついているとみられるなど(いわゆる「できちゃった婚」である。)」と述べていることからすると、同決定の「婚姻届を提出するかどうかの判断が第一子の妊娠と深く結び付いているとみられる」との判示は、「できちゃった婚」の増加に関する平成17年版国民生活白書の記述を踏まえたものと解される。

8～59頁)。

事実婚に関しては、「法律に基づく婚姻届は出さず、事実上の結婚生活を送ることを選択している人たちも多くなっていると言われている」(61頁)と指摘しているが、具体的な統計資料は引用されていない。

イ 平成25年版厚生労働白書(若者の意識を探る)

厚生労働省の平成25年版厚生労働白書(若者の意識を探る)(甲A303)は、人口動態統計等をもとに、少子化による若年者の減少、未婚率の上昇などを背景に我が国の婚姻件数は減少傾向にあり、近年はほぼ横ばいで推移していること、大学進学率の上昇、独身者の意識変化などを背景に結婚する年齢が高くなる晩婚化が進行していること、諸外国と比較して婚外子の割合が極めて低い我が国では、晩婚化に伴って晩産化も併せて進行していることを指摘し、また、国勢調査をもとに、未婚率が上昇していることを指摘している(56～59頁)。

結婚についての基本的な考え方については、内閣府の男女共同参画社会に関する世論調査等をもとに、「結婚して一人前や、結婚するのが当たり前といったような社会的な圧力が弱まるとともに、結婚が家や親のためでもない個人を中心に据えたものへ変化する中で、結婚は人生の選択肢の一つとして捉えられるようになってきている。結婚するかしないかについての自由度は高まっていると言える」と指摘している(59～61頁)が、他方で、国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査をもとに、いずれは結婚しようとする未婚者の割合は9割弱で推移しており、依然として高い水準にあるとし、若者の結婚願望は決して低いわけではないと指摘している(65～66頁)。

離婚に関しては、人口動態統計をもとに、離婚数の推移は婚姻数の減少などの影響で近年減少傾向にあることが指摘されているが、内閣府の国民生活選好度調査をもとに、離婚に対する抵抗感は薄れてきていると考

えられると指摘している(62～64頁)。

ウ 平成26年度結婚・家族形成に関する意識調査

内閣府の平成26年度 結婚・家族形成に関する意識調査(甲A304)では、結婚観について、全体では、「できればの方が良い」との回答が54.1%と最も高く、「必ずしたほうが良い」との合計が68.1%であったのに対し、「結婚しなくて良い」(「無理してしなくても良い」、「しなくて良い」の合計)との回答は30.9%にとどまっていた(35頁)。

将来の結婚の意向については、全体で、「いずれは結婚したい」との回答が47.0%と最も高く、「すぐにでも結婚したい」、「2～3年以内に結婚したい」との合計は全体で77.7%であった。一方、「結婚するつもりはない」との回答は7.0%であり1割未満にとどまっていた(37頁)。

また、結婚したい理由(複数回答可)として、全体で、「家族を持ちたい」、「子供がほしい」との回答が70.0%と最も高く、次いで、「好きな人一緒にいたい」68.9%、「老後に一人でいたくない」49.3%、「両親や親戚を安心させたい」49.0%、「やすらぎが欲しい」47.2%などの回答が続いた(42～43頁)。

エ 2015年社会保障・人口問題基本調査(結婚と出産に関する全国調査)

国立社会保障・人口問題研究所の2015年 社会保障・人口問題基本調査(結婚と出産に関する全国調査)(甲A305)は、いずれ結婚するつもりであると回答した未婚者の割合が、男性では85.7%、女性89.3%であり、いずれは結婚しようとする未婚者の割合は、ここ30年で若干の低下はあるものの、依然として高い水準にあることを指摘している(13頁)。

結婚に利点があると感じている未婚者は、男性64.3%、女性77.8%であった。具体的な利点(2つまで回答可)として、「子どもや家族をもてる」(男性35.8%、女性49.8%)、「精神的安らぎの場が得られる」(男性31.1%、女性28.1%)、「親や周囲の期待に応えられる」(男性15.9%、女性21.9%)、「愛情を感じている人と暮らせる」(男性13.3%、女性14.0%)、「経済的に余裕がもてる」(男性5.9%、女性20.4%)、「社会的信用や対等な関係が得られる」(12.2%、女性7%)等の回答があった(15~16頁)。

(2) 婚姻に関する統計

ア 平成30年版我が国の人口動態

厚生労働省の平成30年版我が国の人口動態(甲A306)は、婚姻件数は2016年(平成28年)から再び減少し2016年(平成28年)は戦後最少となったこと、夫・妻の平均初婚年齢は年々上昇傾向にあることを指摘している(30~32頁)。

婚姻率については、1971年(昭和46年)をピークに急激に低下し、近年は増減を繰り返しながら減少し続けているものの、2016年(平成28年)では、ヨーロッパ諸国(スウェーデン、ロシアを除く)に比べて高くなっていることが指摘されている(33頁)。

出生に占める嫡出でない子の出生割合については、我が国が2.3%(2016年)であるところ、アメリカ合衆国が40.3%(2015年)、フランスが59.1%(2015年)、ドイツが35.0%(2015年)、イタリアが30.0%(2015年)、スウェーデンが54.7%(2015年)、イギリスが47.9%(2015年)であり、出生に占める嫡出でない子の出生割合が、我が国では極めて高い(33頁)。

イ 2019年(令和元年)国民生活基礎調査の概況

厚生労働省の2019年(令和元年)国民生活基礎調査の概況(甲A3

07)によると、児童のいる世帯の全世帯に占める割合は、1986年(昭和61年)には46.2%であったが、その後は年々減少していき、2019年(令和元年)には21.7%となっている(7頁)。

ウ 令和3年版少子化社会対策白書(少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況に関する報告書)

内閣府の令和3年版少子化社会対策白書(甲A308)は、人口動態統計をもとに、出生数は1991年(平成3年)以降増加と減少を繰り返しながら緩やかな減少傾向にあること、合計特殊出生率は2005年(平成17年)過去最低である1.26まで落ち込み、近年は微増傾向が続いていたが2019年(令和元年)は前年の1.42を0.06ポイント下回ったことを指摘している(4~5頁)。

婚姻件数及び婚姻率に関しては、人口動態統計をもとに第1次ベビーブーム世代が25歳前後の年齢を迎えた1970(昭和45年)から1972年(昭和47年)以降は低下傾向となり、2018年(平成30年)に年間60万組台を割って58万6481組と1947年(昭和22年)以降最低となったが、2019年(令和元年)は、いわゆる令和婚の影響もあり、59万9007組と増加した(10頁)。また、国勢調査をもとに、未婚化が進行していること、人口動態統計をもとに、晩婚化、晩産化が進行していることを指摘している(11~13頁)。

エ 2021年版人口統計資料集

国立社会保障・人口問題研究所のウェブサイトに掲載されている2021年版人口統計資料集のうち、以上に関連すると考えられるデータとして、以下のものを証拠提出する。

① 表3-1 出生数、死亡数、自然増加数および率：1873~2019年(甲A309の1)

② 表4-5 主要先進国の合計特殊出生率：1950~2019年

(甲A309の2)

- ③ 表4-18 嫡出でない子の出生数および割合：1920～2019年 (甲A309の3)
- ④ 表6-1 初婚・再婚別婚姻数および婚姻率：1883～2019年 (甲A309の4)
- ⑤ 表6-2 種類別離婚数および離婚率：1883～2019年 (甲A309の5)
- ⑥ 表6-12 全婚姻および初婚の平均婚姻年齢：1899～2019年 (甲A309の6)
- ⑦ 表7-22 家族類型別一般世帯における子どもおよび高齢者のいる割合：1980～2015年 (甲A309の7)

以上